

広島県告示第三百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第二項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次の指定施設機関から施設所を廃止した旨の届出があつた。

平成三十一年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	迫田 美佐江
住所	広島市東区戸坂山崎町 二番二六二〇三号
業務の種類	あん摩・マッサージ
廃止年月日	平成三二年一月三日